OTAと連携した韓国向け誘客プロモーション業務 仕様書

1 目的

大韓航空青森・ソウル線を利用して韓国から本県を訪問する者の中には、OTAを通じ航空券を手配する個人旅行者が一定数想定される。

本事業は、韓国で利用率の高いOTAと連携した韓国人向けプロモーションを展開することで、本県の認知度を高めるとともに、韓国から本県を訪問する個人旅行者の誘客を促進するものである。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

3 業務内容

- (1) 韓国で利用率の高いOTAサイト上に、本県の観光の魅力を伝えるプロモーション ページを開設すること。
 - ① プロモーションページを制作するOTA数:1者
 - ② プロモーションページの使用言語:韓国語
 - ③ プロモーション期間:45 日以上
- (2) プロモーションの内容は、OTA上で販売されている大韓航空青森・ソウル線の航空券や旅行商品を販売促進するための取組とすること。

4 業務報告書の作成

業務完了時、上記「3 業務内容」の実績を記載した業務報告書を電子データで提出すること。

報告書には、 OTAサイトの本県プロモーションページのアクセス数、事業期間内における当該OTAを通じた予約件数等の実績やその分析を記載すること。

5 その他留意すべき事項

- (1)業務の実施に当たり、契約締結後速やかに、事業の進め方について県と協議を行うこと。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は県やOTAとの連携を密にすること。
- (3) 受注者は、県の承諾を得た上で業務の一部を再委託することが出来る。その場合は、再委託先ごとの業務内容及び再委託先の概要、その体制、責任者等を明記の上、事前に発注者へ書面にて報告すること。

ただし、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる ことはできない。

- (4) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、 これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終 了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5)業務に関する内容は、発注者の許可なく外部に発表してはならない。

- (6) 受注者の責任に起因する問題が発生した場合、受注者は、自らの責任においてこれを修復すること。
- (7) 成果品に係る第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は、受注者が納品 前に行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (8)業務における成果品(業務を行う上で制作したデータ等を含む。)に関する一切の 著作権その他の知的財産権については、引き渡し時点で青森県に帰属するものとす る。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有している受注者固有の知 識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを 利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (9) 本事業は、日本語での契約、日本円での支払い (精算払い) とする。
- (10) 本業務の履行にあたり、契約書、仕様書及び発注者から提出された資料等に明記されていない事態が発生した場合は、受注者と県とで協議するものとする。